

## 議案第 20 号

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部改正について

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部を改正する条例

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第18条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与その他の給付は、向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）の規定を準用する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（臨時に任用される職員の給与等）

第19条 法律又は条例に基づき臨時的に任用される職員及びこれらに準ずる職員の給与については前各条にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u><br/>第18条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与その他の給付は、向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第4号)の規定を準用する。</p> <p><u>(臨時に任用される職員の給与等)</u><br/>第19条 法律又は条例に基づき臨時的に任用される職員及びこれらに準ずる職員の給与については前各条にかかわらず、管理者が別に定める。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)<br/>第20条 略</p> | <p><u>(非常勤職員の給与)</u><br/>第18条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)<br/>第19条 略</p> |